

NPO 法人 ザスパスポーツクラブ

ダンススクール事業 会員規約

第1条「名称」

名称はザスパスポーツクラブダンススクール事業と称す。

第2条「運営」

特定非営利活動法人ザスパスポーツクラブが運営する。

第3条「所在地」

〒379-2113 群馬県前橋市下増田町 227-2 「ザスパスポーツクラブ事務局」

連絡先 TEL: 027-289-5222 FAX: 027-289-5223

第4条「目的」

- 1) スポーツを通して地域の青少年の健全な心身の育成を図り、地域スポーツの振興に寄与する。

第5条「入会」

- 1) ザスパスポーツクラブダンススクール事業の主旨に賛同する会員であること。
- 2) 規約を承認し、入会申込書を提出した会員であること。

第6条「会費」

- 1) 支払い方法は自動引き落としのみ（群馬銀行口座）とする。引落とし日は毎月 25 日とする。なお、引き落とし日が銀行営業日以外（休日および祝祭日）にあたる場合は、期日の翌営業日に引き落としとする。

- 2) 各会費は以下の通りとする

月会費	ダンススクール	4, 320円（内税）
-----	---------	-------------

年会費	ダンススクール	5, 400円（内税）
-----	---------	-------------

第7条「退会」

- 1) 退会する会員は、必ず退会する期日の前月 1 日までに退会申込書を提出すること。退会申込書に記載された退会期日の翌月から月会費は発生しないものとする。なお、月の途中で退会しても月会費については返金しないものとする。

第8条「傷害保険」

- 1) 入会者は「一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク」の保険に加入すること。保険加入は特定非営利法人ザスパスポーツクラブにおいて、一括で手続するものとする。
- 2) 事故のないよう指導者は万全の注意を払うが、ダンスのレッスン中、移動中においての不測の事故による傷害については、「一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク」保険の適用範囲内とし、特定非営利法人ザスパスポーツクラブはそれ以外の補償は負わないものとする。

第9条「規約の改正」

本規約は随時改定することができる。

第10条「施行」

本規約は2019年4月1日より実施する。

第11条「損害保障」

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク保障制度を適用する。